

11月8日はいい歯の日

はちまるにいまる

8020運動を 実践しよう

8020運動とは「80歳になっても
自分の歯を20本以上保とう」
という運動です。

少なくとも20本以上の歯があれば、年齢を
問わず食物を噛みくだくことができ、おいしく
食べられます。子どもころからの正しい
デンタルケアと青年期の予防が大切です。



ご当地よ坊さん：山梨県版

■ 山梨口腔保健センター

甲府市屋形2丁目1-33

TEL 055(252)9955

FAX 055(252)4184

・休日救急歯科診療

日曜・祝日・年末年始(10:00~17:00)

・心身障害のある方の歯科診療等

火曜日・木曜日(電話予約が必要です)

■ 富士・東部口腔保健センター

都留市つる5丁目1-55(都留市立病院敷地内)

TEL 0554(56)8899

FAX 0554(56)8898

・休日救急歯科診療

日曜・祝日・年末年始(10:00~17:00)

・心身障害のある方の歯科診療等

木曜日(電話予約が必要です)

生涯、健康で過ごすために！

県民一人ひとりが「いつまでもおいしく、楽しく食事をとるために、お口の中の健康を保っていただく」ためには、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着と、早期発見および早期治療により歯の寿命を延ばすことが重要です。

歯を失う原因はむし歯と歯周病ですから、かかりつけの歯科医院で定期検診を行い、歯磨き指導や早期の治療を受けることが大切です。

今年3月、山梨県においても「山梨県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定されました。歯と口腔の健康づくりが全身の健康の維持増進に果たす役割が大きいことから、ライフステージに応じた歯科保健医療により、心身とも健やかな「8020健康

長寿社会」の実現が期待されます。

高齢社会では、在宅医療や住みなれた地域で高齢者を支える医療・介護の充実が求められますが、かかりつけ歯科医も在宅での歯科治療や介護に携わっています。県歯科医師会では「在宅歯科医療連携室」を設けて、歯科相談や在宅での歯科治療などの紹介を行っていますので、ぜひご利用ください。

まずは日頃の定期検診から始めて、生涯を通じてかかりつけ歯科医と関わりを持ち続けていきましょう。

在宅歯科医療連携室 **相談窓口**

☎055(252)6499

一般社団法人 山梨県歯科医師会

相談受付時間

平日

9:00~17:00

☎055(252)6481



一般社団法人
山梨県歯科医師会会長

井出 公一

歯科医療は「生きる力を支える生活の医療」です。

日本歯科医師会 <http://www.jda.or.jp/>

山梨県歯科医師会 <http://www.yda.jp/>